



現在位置： [ホーム](#) > [くらしの便利帳](#) > [東日本大震災](#) [生活関連情報](#) > [被災者支援に関する各種支援制度](#)

被災者支援に関する各種支援制度

各種支援制度についての詳細につきましては、担当課までお問い合わせください。

被災者生活再建支援制度

東日本大震災により住宅に被害があった場合で、被災の状況に応じて支援金が支給されます。

■ 支援金の支給対象世帯

平成23年3月11日の東日本大震災により被災した次の世帯が対象となります。

り災証明により「全壊」または「大規模半壊」の判定を受けた世帯

※住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくに非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱われます。

■ 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額になります。

- (1) 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- (2) 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

世帯区分		(1) 基礎支援金	(2) 加算支援金	
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
単数世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊	75万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃借	37.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃借	37.5万円

■ 申請期間

基礎支援金：災害発生日から平成26年4月10日まで

※宮城県内の全市町村は基礎支援金の申請期間が12ヶ月再延長になりました。

加算支援金：災害発生日から平成30年4月10日まで

※宮城県内の全市町村は加算支援金の申請期間が48ヶ月延長になりました。

■ 申請窓口 町福祉課

■ 申請方法 「被災者生活再建支援金支給申請書」に次の書類を添えて申請窓口提出してください。

※申請書は申請窓口にて備えてあります。

基礎支援金：り災証明書、住民票、預金通帳の写し、住宅を解体した場合には解体証明書等

加算支援金：住宅の建設・購入、補修または賃借等に係る契約書の写し

▶実施機関／被災者生活再建支援法人 財団法人道府県会館 03-5212-9111

・被災者生活再建支援制度申請書 [141KB pdf] 

災害援護資金貸付

■ 【最新】災害援護資金貸付のご案内 [213KB pdf] 

・災害援護資金借入申込書 [204KB pdf] 

福祉課

お問い合わせ Tel : 0224-55-5010 Fax : 0224-55-4172 

この組織からさがす: [福祉課](#)

登録日: 2011年4月21日 / 更新日: 2013年2月13日